## 福井市越廼中学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかに するともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、 生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

#### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- ② 本校は、すべての生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- ③ 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

#### 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。また、けんかやふざけ合いをいじめから除外せず、被害児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか、否かを判断する。

#### 3 いじめの防止等のための具体的取組み

#### (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子供を育てる教育

① ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

② 人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、ボランティア活動への参加や発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

③ 体験活動の推進

集団宿泊体験や学校行事、さらに部活動を通して生徒の絆を強め、互いに認め合い助け合う心を育てる。

④ 道徳教育の推進

私たちの道徳、心のノートなどを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。また、道徳の授業を実施して発達段階に応じた考え方を共感できるような雰囲気作りに努める。

⑤ 発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保

護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。

#### (2) いじめの未然防止

① 授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、授業研究を行い、 生徒が楽しく進んで学べる教育に努める。

② いじめの起きない学校・学級づくり

異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

③ 生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動、部活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進する。

④ 開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ちいじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ 防止策に関する情報を積極的に公表し保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

⑤ インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

⑥ 外部機関との連携

必要に応じてSC、SSWなどの外部人材の活用や警察、児童相談所などの関係機関との連携を図りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(7) 学校評価への位置づけ

いじめ防止等の取り組みに係わる項目を、学校評価に位置づけ、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかを確認し、取り組みの改善に努める。

⑧ SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等)ができるための教育を行います。

#### (3) いじめの早期発見

① 積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

② 自己チェックの活用

生活ノートを利用し、生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

③ アンケートの実施

毎月、学校生活調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

④ 教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を行い、学習や人間関係の悩み等を聞き取る と同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を 図る。

⑤ 家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にする。また、地域の住民や関係団体との連携を進め、いじめ等の早期発見に努める。

⑥ 職員間の情報交換

情報の確実な共有と速やかな対応を心掛ける。

#### (4) いじめの事案対処

① 「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応 サポート班」による立案、対応により被害生徒を守る。

② 被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

③ 外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

#### (5) いじめの事案対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 学校が調査主体になる場合は、調査組織を設置し事実を把握した時点で指導部レポート化して教頭に報告・提出し、指導方針を立てる。その後、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告など必要があれば、教頭・学年主任・指導部長が校長の指示に従って行う。

(事実の把握) → (指導部長:レポート化) → (教頭) → (校長)

③ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

#### (6) いじめの解消について

いじめの解消については、少なくとも次の二つの用件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係わる行為が止んだ後、相当の期間(3か月を目安)を経過していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者に面談等で確認すること。

#### 4 いじめの防止等のための組織

#### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ 対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。職員会議などでは情報交換を行う。 (構成員)校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、

教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成。
  - 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子供を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り。
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議。
  - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。
  - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり。
  - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成。
  - 計画的なアンケート調査や個人面談の計画。
  - 学校におけるいじめ問題への取組みの点検。

#### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

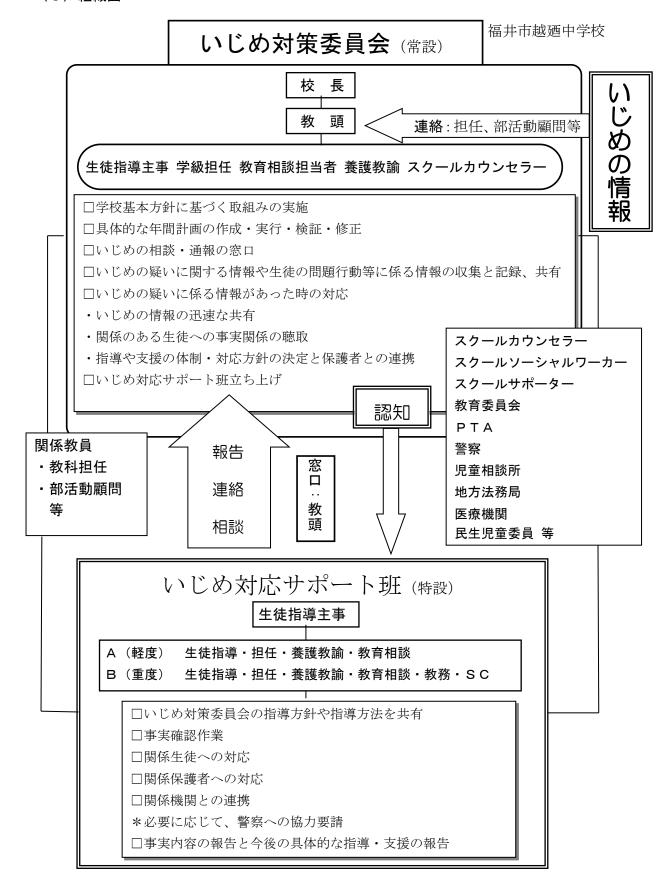
(構成員) 軽度 A 生徒指導主事、担任、教育相談、養護教諭

重度 B 生徒指導主事、担任、教育相談、養護教諭、教務主任、SC

(活動)・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・個別面談による情報収集。
- ・継続的な支援 、保護者や地域との連携。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携。

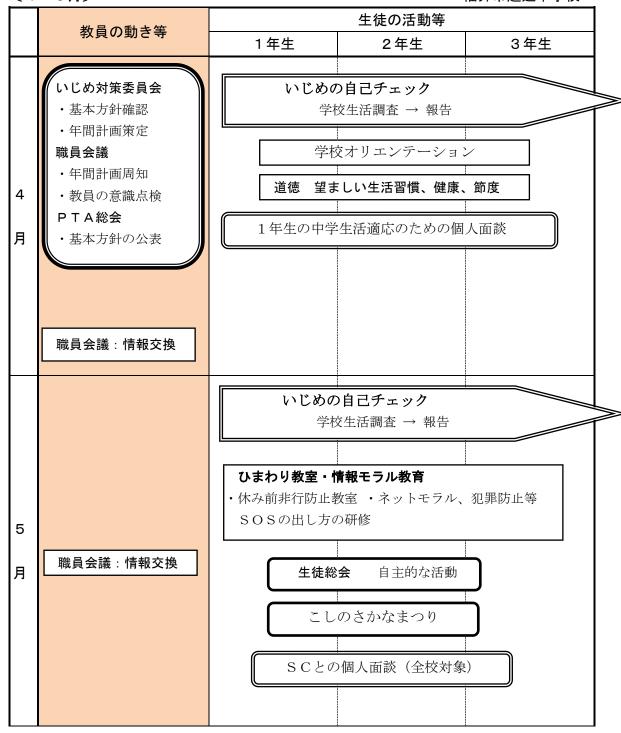
#### (3)組織図

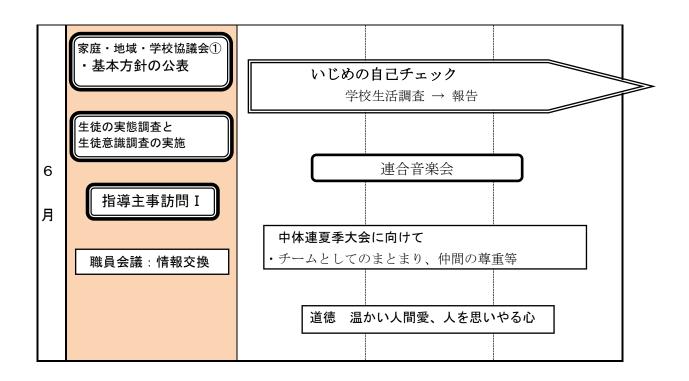


# 5 いじめ対策の年間行動計画

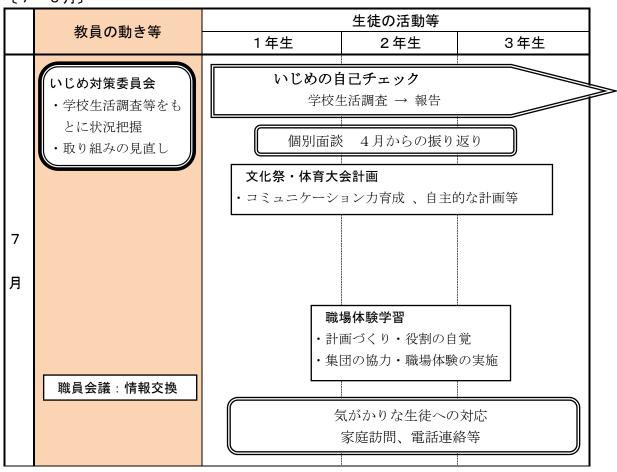
[4~6月]

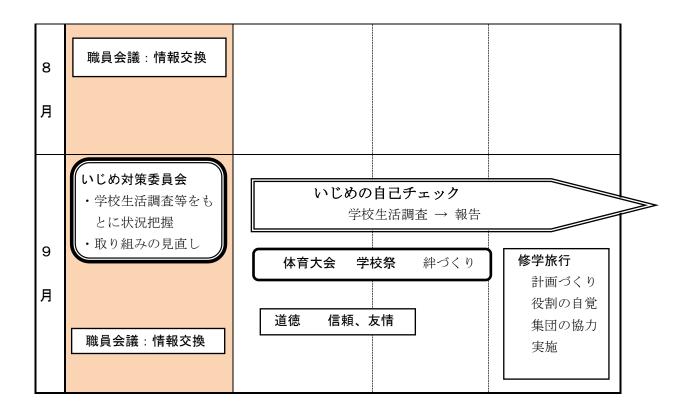
福井市越廼中学校



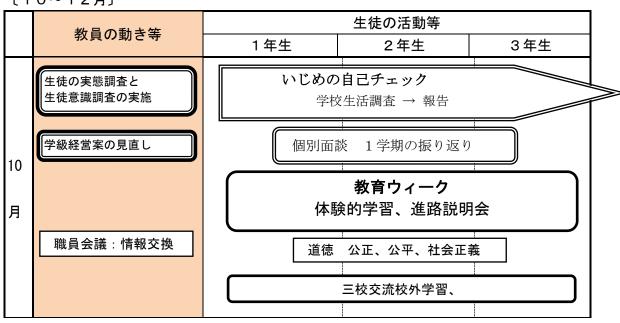


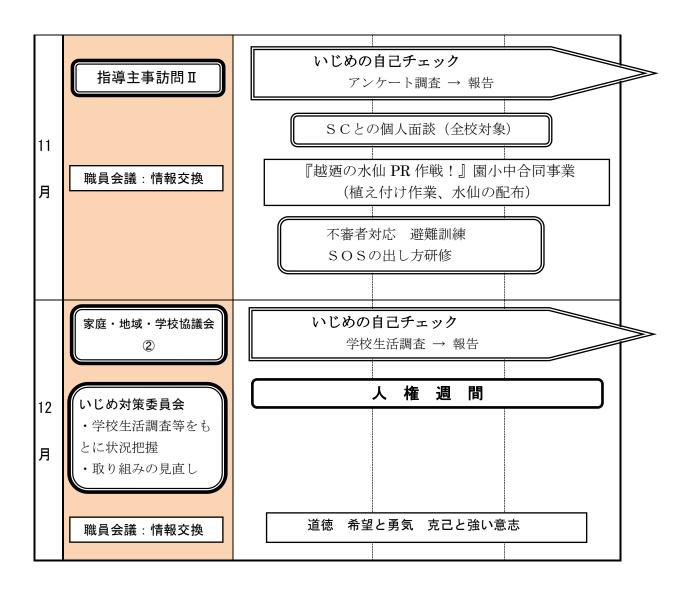
### [7~9月]



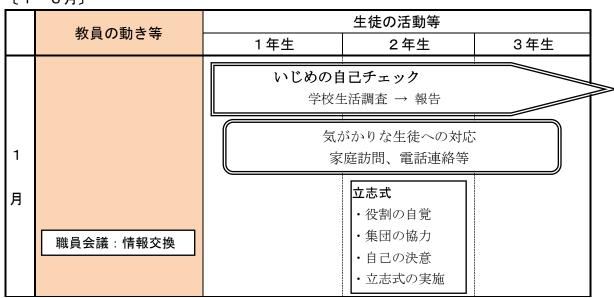


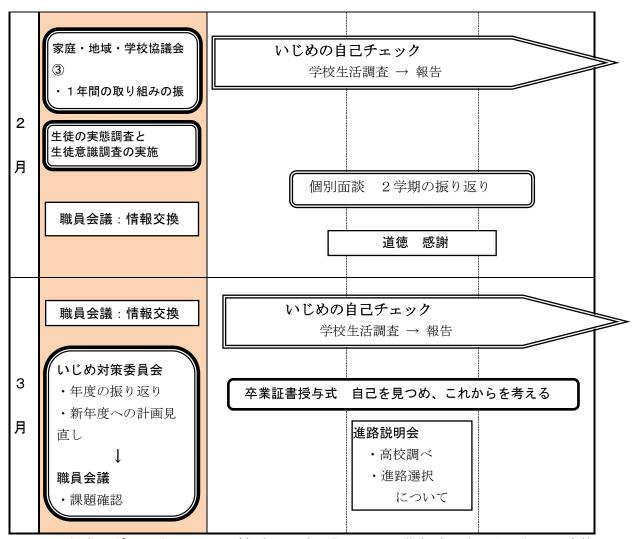
## [10~12月]





## [1~3月]





※いじめ対応サポート班(いじめが起きたときに設置):早期解決に向けた取組みの実施

※職員朝礼(毎日):気がかりな点についての速やかな情報共有

※職員会議(月1回):いじめの未然防止に向けた情報の共有と指導の経過の報告